


(土石流被害の防止による評価)

(区分) 国補

事業名	復旧治山(火山)	事業箇所	富士吉田市 小明見	地区名	堂谷指(どうやさし)	事業主体	山梨県
(1)事業概要				(3)事業の妥当性評価			
①課題・背景 本計画箇所は、富士吉田市向原地区を流れる一級河川大沢川の上流に位置する。近年の豪雨により溪流に溪岸浸食等が発生し、荒廃が顕著となり、下流への土砂流出の恐れが高まったため、土砂流出防止対策を早急に実施し、下流保全対象の保護を図る必要がある。				①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) ・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当			
②整備目標・効果				②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) ・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備			
□主要目標 ○土石流被害の防止 保全対象 人家25戸 県道130m 市道310m 土砂整備率 現況31% < 70% ※ 災害実績 無 ※ 重要公共施設 無 ※				③経済妥当性 費用便益費 便益(B) / 費用(C) = 4.51 > 1.0 ・便益(B) = 419 百万円 ・費用(C) = 93 百万円			
□副次目標				④事業実施・規模の妥当性 ・流域内は不安定土砂が堆積しており、下流へ流出する恐れがある。なお、砂防ダムの計画はない。			
□副次効果 ○ 飲雑用水の安定供給(向原水道施設)				⑤整備手法の有効性 ・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が有効			
				⑥環境負荷への配慮 ・切土法面は緑化し、裸地を残さない ・使用機械は排ガス対策型とし、環境負荷を軽減する			
				⑦事業計画の熟度 ・地元富士吉田市より強い要望あり			
				<妥当性評価> ・7項目すべて妥当であることから、妥当と判断			
				(4)事業間優先度評価 ・貢献度ランク: b 副次効果ランク: 1 優先度評価: II			
(2)整備内容と整備量				(5)総合評価			
①整備内容 流路工L=0.20km 谷止工 1基				・(3)及び(4)の結果から「優先的」に実施			
②整備期間 平成30年度～平成32年度							
③総事業費 100百万円(国費50百万円(5.5/10)、県費50百万円(4.5/10))							
④全体計画 平成30年度 谷止工 1基 40百万円 平成31年度 流路工0.10km 30百万円 平成32年度 流路工0.10km 30百万円				【事業位置図等】 			
⑤規整備内容・期間・事業費 昭和36年度～昭和63年度 谷止工51基 1530百万円 平成5年～平成14年度 谷止工43基 2150百万円							

(※ 評価基準値)

事業対象地